

産業廃棄物処理委託契約書

収入
印紙

※印紙税額は裏面参照

契約区分 < 処分用 >

事業者 (甲)	住所 名称		処分 用 印
	代表者	(以下甲という)	
収集運搬会社 (乙)	住所 名称		印
	代表者	(以下乙という)	
	許可番号(発生場所) 第 号 第 号	(処分場所)	
	(都道府県) (都道府県)		
	許可品目(産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、 繊維くず、汚泥、その他()		
	許可車両(1)台		
処分会社 (丙)	住所	旭川市神楽岡十条三丁目2番13号	印
	事業所 名称	旭川市東旭川町東桜岡244番92 株式会社 REIZM	
	代表者	代表取締役 佐々木 秀聡 (以下丙という)	
	許可番号	第05020222102号 (都道府県 北海道旭川市)	
	許可区分	中間処理	
	許可品目(産業廃棄物	木くず、廃プラスチック類)	

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、産業廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
 - 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 - 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 甲は、廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む、以下同じ)により、丙への運搬終了を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
 - 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

産業廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の書類を甲に提出しなければならない。許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の書類を甲に提出する。なお、変更後の通知、書類の提出については、ホームページ等のインターネットを利用する方法に替えることもできる。

(1)収集運搬及び処分業務に関する許可証の写し(2) 必要に応じて許可車両番号 (3)必要に応じて運搬経路図

(情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報を「委託者の有する適正処理のために必要な情報」の欄に記載又はあらかじめ

書面(廃棄物データシート等)をもって乙及び丙に通知しなければならない。また、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その当該情報を書面により通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を用いて業務を管理する。
- 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、紙マニフェストの写し等によって、業務終了報告書に替えることができる。
 - 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)

(有価物等の処理)

- 第5条 丙は、甲より委託された廃棄物の中から、中間処理の工程で選別された品目について売却又は、再生利用をすることができる。

(内容の変更)

- 第6条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(業務の調査)

- 第7条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
- 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求められることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
 - 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めことができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

- 第9条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(反社会的勢力と関係を有していないことの表明・確約)

- 第11条 乙又は丙は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力と関係を有していないことを表明・確約する。

(契約の解除)

- 第12条 甲、乙又は丙は本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは本契約を解除することができる。
- 甲は前項に定めるほか、乙又は丙が次の各号の一に該当するときは、いつでも本契約を解除することができる。
 - 本契約の履行が不能と判断する事態が生じたとき。
 - 廃棄物の処理に関し法に違反したとき、違反容疑にて関係者が逮捕もしくは起訴されたとき、又は著しく不誠実であるとき。
 - 法及其他法令による行政処分を受けたとき。
 - 反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合

(契約解除時の未処理廃棄物の取り扱い)

- 第13条 前条の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
- 前条の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

- 第14条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙又は丙各1通を保有するものとする。

(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬業者一覧表(複数の収集運搬業者が同一の処分施設に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

収集運搬は1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙	
1号文書 (収集運搬用)	2号文書 (処分用)
1万円未満 非課税	1万円未満 非課税
10万円以下 200円	100万円以下 200円
50万円以下 400円	200万円以下 400円
100万円以下 1,000円	300万円以下 1,000円
500万円以下 2,000円	500万円以下 2,000円
1,000万円以下 5,000円	5,000万円以下 20,000円
5,000万円以下 20,000円	20,000万円以下 60,000円
20,000万円以下 60,000円	60,000万円以下 100,000円
60,000万円以下 100,000円	100,000万円以下 100,000円
100,000万円以下 100,000円	100,000万円以下 100,000円
1,000,000円以下 2,000円	2,000円以下 2,000円
2,000円以下 2,000円	2,000円以下 2,000円

(平成21年3月現在)

【委託業務の内容】

1. 排出場所 _____
2. 委託期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
 ※ただし本業務委託契約は、当初期間や更新期間の満了する 30 日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由に基づき更新しない旨を口頭または書面で通知しない限り、1 年間の更新期間で、同条件で自動的に更新されるものとする。
3. 積替・保管の有無 (有 無)
- a) 積替・保管場所 _____ ※該当するものを○で囲む

会社名	施設所在地
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、 その他()
保管上限	

- b) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- c) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うこと (許・否)
- d) 積替・保管場所では有価物を拾集する場合の有価物の拾集 (実施する・実施しない)
 実施する場合の有価物の種類 _____

302669440. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
木くず(付着物なし)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
木くず(付着物あり)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
廃プラスチック類(フィルム・シート)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
廃プラスチック類(スタイロ・ウレタン)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
廃プラスチック類(パレット・バンパー等)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
廃プラスチック類(軟質・硬質混合)	円/m ³	円/t	m ³ t	破碎 ()	5t/日	旭川市東旭川町 東桜岡244番92
事前協議の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>	処分 (b) × (c) 円				
事前協議の要否		委託者の有する適正処理のために必要な情報※				
事前協議の要否						
事前協議の要否						
事前協議の要否		処分 (b) × (c) 円				

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
 ※委託者の有する適正処理のために必要な情報とは①性状及び荷姿に関する情報②通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する情報③他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報④日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には含有マークに関する情報⑤石綿含有産業廃棄物が含まれる場合にはその旨⑥その他取扱に関する注意事項